



労働者に対するデジタル技術を活用した監視に関する規制の構築

劉, 子安

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2025-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8817号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490042>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名 劉 子安

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当

学位論文の題目 労働者に対するデジタル技術を活用した監視に関する規制の構築

審 査 委 員 主査 教 授 大内伸哉

教 授 関根由紀

教 授 興津征雄

論文内容の要旨

使用者には従業員の業務状況を監視する権利があるが、その権利は無制限ではなく、監視の目的や手段などによっては、労働者のプライバシー権ないし人格権を侵害する場合がある。しかし、どのような場合に、使用者の監視による労働者のプライバシー権等の侵害が生じるかについては、裁判例上、明確な基準は示されていない。また、テクノロジーの発展に伴い、監視装置の機能は急速に高度化しており、単に従業員の言動を記録するだけでなく、労働者の個人データを網羅的に収集することが可能になっている。監視の利用に関する従来の裁判例は、プライバシー侵害に関する裁判例とは異なり、監視を情報収集の一態様として捉える意識が希薄である。労使間の交渉力の不均衡や、労働者が新たな技術を搭載した監視装置の機能を詳細に理解することが困難であること等を考慮し、本論文では、上記のような監視装置に対処するためには、労働者の同意を要件とするのではなく、使用者が適正な監視を行えるようにするための判断枠組みを構築する必要があるという結論を得た。

次に、このような判断枠組みをどのように構築するかという問題については、監視の適法性に関する欧州人権裁判所の判例法における判断枠組み（バルブレスク基準）とフランス法における判断枠組みを分析した結果、後者の、裁判所と個人情報保護に精通したデータ保護機関との協力によって構築された判断枠組みは日本にとって示唆に富むものではあるが、日仏の個人情報保護法の構造的相違や、フランスの破産院が課している事前通知要件は日本の現行法ですでに実現されているとの観点から、フランス法を参考にせず、本論文では、監視の適法性を審査する明確な基準を有する欧州人権裁判所の判例法における判断枠組み（事前通知の有無、私生活に対する侵害の程度、監視を行う正当な理由の有無、代替可能性の有無、監視によって得られた結果の利用の適否、侵入的な性質を有する監視の場合、従業員に適切な保護措置が提供されたかどうかからなるバルブレスク基準）を導入すべきであるという結論を得た（本論文では、これを日本型監視に関する判断枠組みと呼ぶ）。

ただし、日本型監視に関する判断枠組みにおける各要件の具体的な内容を明確にしなければ、使用者が適正な監視を行えるようにするための判断枠組みとはいえない。この問題について、監視の利用を含む個人データの処理が複雑で流動的かつ革新的な特性を有する分野であることを踏まえると、本論文では、新たな技術開発のペースに追いつけない国家規制と、透明性・実効性に欠け法的拘束力のないルールを策定する産業団体による自主規制は適切ではなく、公的機関の関与を前提に、各産業団体が自らの特性を反映し、日本型監視に関する判断枠組みの各要件の内容を自ら具体的に定める共同規制の手法を利用すべきという結論を得た。

論文審査の結果の要旨

本論文は、使用者による労働者の監視について、デジタル技術を活用した手法が広がり、プライバシーなどの労働者の利益を侵害する危険が高まりつつある現在、この問題に対応するためには、アナログ的な監視方法が主流であった時代に構築された日本の判例や学説では不十分であるという問題意識に基づき、欧州人権裁判所（ECHR）の判例やフランス法を比較対象としながら、どのような立法的対応をすべきかについて検討したものである。

本論文の第1の意義は、使用者による労働者の監視を、労働者に関する個人情報の取得という視点で捉えて論じた点にある。ICT（情報通信技術）が発達し、労働者の監視のデジタル化が進行するなかで、監視の手法やその影響が大きく変わりつつあるが、日本では、昭和40年代の所持品検査の適法性をめぐる判例（西日本鉄道事件・最2小判昭和43年8月2日民集22巻8号1603頁）を基準とした議論がなお主流で、デジタル技術の活用にとまなう新たなリスクを意識した議論が希薄であった。このことは、個人情報保護法が制定されて以降も、大きな変化はなかった。本論文は、監視に利用されるデジタル技術の特性をふまえながら、労働者の保護のあり方を論じている点に、従来の議論にはない新規性がある。

第2に、労働者の個人情報の保護というと、労働者個人の同意を重視する発想に陥りがちであるが、本論文では、それに懐疑的な立場を示している点は興味深い。もとより、労働法では、労働者個人の同意を重視することには否定的であるが、近時の判例は、労働者の自由な意思があると認められる合理的な理由が客観的に存在すれば、労働者にとっての不利益な同意の存在を認めるという立場をとっている（山梨県民信用組合事件・最2小判平成28年2月19日民集70巻2号123頁など）。しかし、本論文では、デジタル技術を活用した個人情報の活用においては、情報の非対称性などによる労使間の格差がなお深刻であるため、労働者の同意を重視する立場は適切でないという立場を明確に打ち出している。伝統的な労働法の立場が、最先端技術を活用した使用者の監視行動にもあてはまるとする主張の意義は大きい。

本論文の第3の意義は、本論文は、上記のように労働者の個人情報の取扱いの適法性の判断において個人の同意を重視すべきではないとする立場をとるが、そうであるからといって、監視による個人情報の取得を強く規制する立場を支持しているわけでもない点である。本論文が提示するのは、欧州にみられるような、監視装置の設置や取得した情報の活用などについての通知を中心とする事前手続の重要性である。今後のデジタル社会では、個人情報の有用性と個人のプライバシーなどへのリスクとをどう調整するかが、監視の問題に限られない個人情報保護をめぐる一般的な問題として重要となるが、本書の示した実体規制よりも事前手続を重視する立場は、欧州の動向にも沿った現実的な方向性を示したものであるとして説得力をもっている。

本論文の第4の意義は、どのような規制が必要かという点について、フランスでは、日本の個人情報保護委員会に相当するCNILの専門技術的な関与が重要な役割をはたしていることを明らかにしたうえで、その発想を日本法に取り入れるために、企業をルール形成

に関与させる共同規制方式が適切であるという提言をしている点である。情報法の分野では議論されることが多かった共同規制という手法を、労働法にも取り入れようとする発想は斬新であるし、ハードローを中心として展開されてきた労働法の規制手法をめぐる議論に一石を投じる意義もある。

もつとも、本論文にも問題がないわけではない。

第1に、本論文は、監視装置の導入の適法性については、ECHRが構築したバルブレスク基準が、現状では具体的な判断枠組みをもっていない日本にも無理なく導入できると評価する一方、そのエンフォースメントについては、CNILのような行政機関の事前規制が機能しているフランスと比べて、日本の個人情報保護委員会に同じような機能は期待できないとし、結論として民間企業が関与する共同規制方式をとることを提案している。ここでは、バルブレスク基準という実体ルールの議論とエンフォースメントの議論が錯綜しており、その論証方法は、いささかわかりにくいところがある。

第2に、バルブレスク基準が、共同規制方式を導入しなければ実効性がないというものであれば、この基準はそもそも日本法の実体ルールとして適切でないとも言えそうである。また、結論としてバルブレスク基準の導入を支持するとしても、バルブレスク基準を採用していない他国（たとえばアメリカ）との比較をし、そこからバルブレスク基準が日本法に適合していることを論証できれば、説得力がより高まるものであったことは否定できない。

以上の2つの問題点のうち、第1の点については、デジタル技術の活用に関する事項では一般にその専門技術性や変化のスピードから、従来とは異なる実体ルールの形成とエンフォースメントのあり方が求められており、両者をセットにして議論する必要性が高まっている。論証方法のわかりにくさは、この事項のこうした特殊性に起因したものであるということもでき、本論文の欠点とまでは言い切れないところがある。また、第2の点は、本論文の扱う個人情報の保護については、日本法でも参照されているGDPR（一般データ保護規則）をもつ欧州こそが比較法の最適国であり、本論文の論証にアメリカ法などの他国の比較がないことが、必ずしも本論文の大きな欠点とまでは言えない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である劉子安氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 6年 2月 19日

審査委員 主査 教授 大内伸哉
教授 関根由紀
教授 興津征雄